

■コミュニティ・スクール導入に関する広報掲載について

「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」がはじまります

狛江市では、開かれた学校から一歩踏み出し、「地域とともにある学校」への転換をめざし、令和4年4月より狛江市の全小中学校を「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」としてスタートさせることとしました。

コミュニティ・スクールは、学校をとりまく地域や家庭すべての方に関わっていただく仕組みで、学校が中核となり、地域や保護者の方々との連携・協働を組織的・継続的に進め、学校運営への地域住民等の参画を促進し、特色ある学校づくりを進めるものです。

コミュニティ・スクールとは

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、平成16年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（第47条の5）により制度化され、その後、平成29年の法改正により、その設置が各教育委員会の努力義務化となったことから、その設置数は着実に増加するとともに、保護者や地域住民等の学校運営への参画が進むなど、一定の定着が見られています。全国公立学校の約30%が設置しており、東京都においては、三鷹市、世田谷区など半数以上の区市町村において導入されています。

学校運営協議会とは

- ◆法の規定に基づき一定の権限と責任をもって学校運営に参画する合議体の役割を担う。
- ◆地域住民、保護者、地域コーディネーター、卒業生、学識経験者等及び校長で構成され、各ゾーン18名以内で教育委員会が任命する。
- ◆小中9年間をつなげる教育など学校間の教育の円滑な接続に資するため、中学校区を中心としたゾーンに学校運営協議会を設置する。

学校運営協議会の役割

- ◆校長が説明する各学校の学校運営の基本方針を承認する。
- ◆保護者や地域住民の意向が学校運営に反映するように意見する。
- ◆学校を応援し、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進める。
- ◆特色、課題、目標等、具体的取組を熟議する。学校支援に関する総合的な企画・立案を行い、学校と地域住民等との連携・協力を促進する。

各ゾーンと所属校
◆一中ゾーン……一中・一小・緑野小 ◆二中ゾーン……二中・三小・六小 ◆三中ゾーン……三中・和泉小 ◆四中ゾーン……四中・五小・（緑野小）

■ 市民説明会について

広報掲載に併せて市民説明会の実施を予定していましたが、「まん延防止等重点措置」の適用に伴い、中止とし、2月末までに教育長のメッセージとともに、説明をHPに掲載します。